

○ 苫小牧市訪問介護員等採用活動支援事業に関するQ & A

No.	Q	A
1	補助対象経費の対象外となるものについて、注意事項はありますか？	消費税（地方消費税を含む。）は対象外です。「税抜き額」が補助対象経費になります。 また、事業所の従業員が採用活動を行った場合の時給分の人件費や、出張した場合の旅費なども対象外です。
2	市内で複数の事業所を運営している場合、それぞれの事業所のために実施する採用活動について協議（申請）が可能ですか？	可能です。ただし、補助金額の上限は1事業所当たりではなく1法人当たりで15万円ですので、ご注意ください。
3	①市外を含め、他に運営する事業所における職員の分も合わせた採用活動は、対象になりますか？ ②訪問介護員・介護従業者以外の職種も合わせた採用活動は、対象になりますか？	①②いずれも、採用活動の内容が、明らかに市内の事業所で勤務する訪問介護員も募集しているものと判断できる場合は、対象になります。
4	協議（申請）時点で既に実施している（実施した）採用活動は対象になりますか？	補助金の交付決定年度内に着手（4月1日以降に契約）した活動であれば、対象になります。
5	求人情報サイトの掲載費について、クリック数に応じて請求される掲載費は、対象になりますか？	対象になります。
6	採用が決まった時点で発生する人材紹介会社（求人情報サイト等）への紹介手数料・報酬等は対象になりますか？	原則として対象外です。 ただし、 <u>国外に居住する外国人介護人材</u> に向けた採用活動については、求人誌や求人情報サイトその他の手段により事業者が直接採用活動を行うことが通常困難であることから、この場合のみ対象とします（No.7参照）。
7	国外に居住する外国人介護人材の獲得に向けた採用活動も対象になりますか？	外国人雇用を検討するためのセミナーへの参加費などのほか、登録支援機関等に支払う紹介手数料も対象となります。ただし、採用決定後の在留資格申請、渡航、国内での生活に要する経費等については、補助対象外です。

○ 苫小牧市訪問介護員等採用活動支援事業に関するQ & A

No.	Q	A
8	管理者の採用活動も対象になりますか？	当該管理者が、訪問介護員または介護従業者を兼務することを明らかにした採用活動である場合は、対象になります。
9	採用活動の結果、人材の雇用ができなければ、補助金は支給されませんか？	本事業では、雇用の実績は求めません。したがって、採用活動の結果、1人も雇用に至らなかった場合でも、補助金の支給に影響はありません。ただし、本事業の効果測定等の観点から、翌年度以降も含め、定期的に採用活動の結果や雇用状況等を確認することがありますので、ご承知おきください。
10	パンフレット等の作成費について、対象となるのはデザイン代、印刷代のどちらですか？また、ポスティング費用は対象になりますか？	パンフレットやチラシの作成に要する費用であれば、デザインに関する委託料も、印刷代もどちらも対象になります。ポスティング費用も対象になりますが、申請団体の役員・従業員が自らポスティングする場合の、当該人件費は対象外となることに留意してください。
11	利用者募集のためのパンフレットの作成費は、対象になりますか？	原則として対象外ですが、求人に関する内容も含まれているときは、対象になる場合があります。
12	ホームページの構築料について、具体的にどのような費用が対象になりますか？	法人（事業所）に関するホームページがない場合は、新規で構築する費用が対象です。 既にホームページがある場合は、求人情報ページの構築費や、その改修費が対象です。なお、この場合、当該ページ以外も同時に改修しようとするときは、求人情報ページの改修費のみが対象経費となります。

○ 苫小牧市訪問介護員等採用活動支援事業に関するQ & A

No.	Q	A
13	申請時の計画から採用活動内容等の変更があった場合は、手続きが必要ですか？	<p>交付決定額を増額しようとするときは、変更申請が必要です。（ただし、予算の上限を超える場合は承認できませんので、事前にご相談ください。）</p> <p>また、交付決定額を減額しようとする場合であっても、当初の交付決定額から20%以上の減額になる計画である場合は、変更申請が必要です。</p> <p>なお、交付決定額を変更せずに、対象経費の配分や、活動内容の変更のみを行う場合は、申請不要ですが、変更後の活動内容が補助対象になるかどうかについて等、事前にご相談ください。</p>

○ 苫小牧市訪問介護員等採用活動支援事業に関するQ & A

No.	Q	A
14	実績報告において、どのような書類が必要ですか？	<p>○実際に採用活動が行われたことが分かる書類等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求人情報が掲載された求人誌・サイトの該当ページ ・作成したパンフレット ・構築したホームページ など <p>○採用活動に要した代金及び支払完了がわかる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書 ・納品書、完了報告書等 ・請求書 ・領収書 など <p>その他、必要に応じて追加の資料を求める場合がありますので、活動に関する書類やデータは廃棄せず保管していただくようお願いします。特に、求人情報サイトに掲載されたデータ等につきましては、掲載時のページの印刷・保存等を忘れないようにしてください。</p>
15	他の補助金との併用は可能ですか？	<p>同一の経費について二重に補助金を受けることはできません。</p> <p>ただし、採用活動等に関する他の補助金を受ける場合でも、当該他の補助金の対象経費とは異なる採用活動経費に充てられることが明確に示せる場合は、併用可能です。具体的な計画がある場合は、ご相談ください。</p>